

日本共産党の齊藤ゆみこです。通告に沿って一問一答で質問をいたします。

はじめに、【福祉行政】について、子ども医療費の質問を致します。

1 点目に、子ども医療費についておたずね致します。

子ども医療費の窓口負担を無料にする助成制度は、子どもの健やかな成長を願い、全国の自治体で拡充が進んでいますが、対象年齢が自治体ごとに大きく異なり、いっそうの充実を求める保護者の声は切実です。

子どもが病気やけがをしたとき医療機関で支払う負担金は、病気にかかりやすい乳幼児、アトピー性皮膚炎やぜんそくなどの慢性疾患で継続的な治療が必要な子どもがいる家庭には、特に重くのしかかっています。急に高熱が出たのに手元にお金がなく病院にいけない事態は、病状が急変しやすい幼い子どもたちにとって、命にかかわる問題です。

お金がなくても受診できる医療費助成は、少子化や地方の人口減少に歯止めをかける有効な制度であるだけでなく、増税や非正規雇用を広げる安倍政権の下で、更に深刻化している「子どもの貧困」対策としても緊急課題といえます。

そもそも、独自に医療費無料化の努力をしている自治体に対し、療養給付費負担金を減額するという「罰則（ペナルティー）」を科す妨害までして、無料化に背を向けてきた国の姿勢は許されません。

8 月 26 日、厚労省においてレクチャーを受ける中で、保護者の経済的負担が軽くなれば、病気の早期発見・治療が可能になり、重症化を防ぐ効果もあること、むしろ医療費を抑制する効果も生まれることを指摘しました。これに対し厚労省から、近いうちにこのペナルティをなくす検討を始めるとの回答がされました。

○国も医療費無料化の必要性を認めようとしている中、一刻も早く子ども医療費の無料化を拡大すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

2 点目に、学校病の治療についておたずねします。

結膜炎・中耳炎・むし歯など、感染しやすい病気、または学習の支障となる病気は、学校病に指定されています。学校での定期健康診断の結果を生かし、児童には治療勧告が行われていますが、平成 26 年度は、未処置のある児童が、小学校では 30～40 パーセント台、中学校では 20 パーセントになっています。夏季休暇前には、法律に基づき要保護及び準要保護家庭に対し、学校病の治療には医療費援助が行われ、負担軽減が実施されています。しかしながら、未処置の児童が残っている背景には、補助のない世帯の経済的事情も一因になっていることが考えられます。子どもたちの健康を維持し、学習を保障するため、対象児童には等しく医療費の援助をすべきです。そこでおたずね致します。

○学校病の治療の必要性について、見解をお聞かせください。

次に、保育行政について質問致します。

今年度から導入された子ども・子育て支援新制度についておたずね致します。

1点目に、昨年度の第3回定例会での再質問に対し、明確なご答弁を頂けませんでしたので、今回あらためて、「保育を必要とする事由」についておたずね致します。

国は保育の必要性の事由を、就労と就労以外とに区別していますが、就労以外の事由については、保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動および就学、などを挙げています。

大分市の「支給認定(2号・3号)兼保育施設入所申込の手引き」(以下、「申込の手引き」と記載)にも、国の施行規則をもとに10項目の事由が書かれています。その中で同居親族についての項目は、

『同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。』と、記載されています。気になるのは、「介護や看護」という書き方が、「高齢の同居親族」という限定的な認識につながるのではないかという点です。

今回お聞きしたいのは、「障がいのある児童のきょうだい児」の保育の必要性についてです。療育や訓練で母子通所施設などへ通う際、きょうだい児の預け先がないと、下の子を抱いたまま通わなくてはならないケースがあります。療育を受ける児童にとっても、一緒に連れていかれる児童にとっても、それぞれの権利を保障する必要があります。そこで、まず初めにおたずね致しますが、○療育、あるいは訓練を必要とする障がいを持つ児童のきょうだい児について、大分市では「保育を必要とする事由」にみとめるかどうか、お答えください。

国は、この新制度の基本方針として「一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。」と、明確に示しています。しかし、その一方で、これまでの「保育に欠ける」という子ども主体の考え方をなくし、「保育を必要とする」という保護者主体の考え方に転換させたことは問題です。

だからこそ今後、大分市が「保育の必要性」について柔軟な対応をしながら、「保育に欠ける」子どもたちに対して対応できるよう改善策を検討していくことが求められます。そこで、おたずね致します。

○今回、確認した「障がいを持つ児童のきょうだい児」について、保育を必要とする事由として認められることを、「申込の手引き」に表記すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目に、保育の利用調整についておたずね致します。

子ども・子育て支援新制度は、保護者が保育の必要性に応じた認定と給付を受け、保護者の所得に応じた保育料を支払う制度ですが、同じ保育料を負担しているにもかかわらず、利用する施設に多様性があり、保護者には大変分かりづらい制度です。

現在、保育所入所を希望して窓口で申し込んでも、まだ保育所に空きがなく、地域型保育給付に

基づく保育施設をすすめられる、いわゆる利用調整が行われます。

就労の為、一刻も早く子どもを預かってくれる保育施設を見つけなければならない保護者が多く、「何が違うのかよく分からないけど入園することにした」との声を耳にすることもあります。そこで、おたずね致します。

○保育所の申込を受け付ける段階で、保護者に対し、従来の「保育所」とその他の施設について、分かりやすく説明されているでしょうか。施設の違いについてのご答弁はいりません。簡潔に保護者への対応について、現状をお聞かせください。

保育所の空きがない場合、多くは地域型の小規模保育施設を勧められることが多いと思います。新制度において国は、容易に設置ができるよう、小規模保育施設をA型からC型まで設定し、認可基準の緩和を行いました。その為、資格を持つ保育士が職員の半分しかいなかったり、自前の園庭がなかったりする保育格差を生んでいます。そこでおたずねします。

○大分市においては、保育所の基準とほぼ同等の小規模保育施設A型しか設置していませんが、保育の質を担保する上で大変評価されることだと思います。これら大分市の取組みも、保護者に対して知らせていくべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

3点目に、待機児童についておたずね致します。

待機児童の定義においては、自治体によって該当要件の絞り込みが行われている実態があります。中には待機児童を0としている自治体もありますが、その定義については、厚労省からの事務連絡においても、様々な注釈がつけられ、「含めない」条件が加えられています。

しかしながら、待機児童の把握は、今後の子ども・子育て支援事業計画を本来のニーズに近づけていくため、実態に即して把握することが何よりも重要で、子育て家庭の希望を真摯に反映させることが求められます。

例えば、小規模保育施設などを利用しているが、やはり保育所を希望しているという場合や、きょうだい児が別々の園に通っている場合など、現に保育施設を利用している希望通りでないケースがあり得ると思います。しかし、保育施設に通っていれば、待機児童のカウントからは当然のごとく外されます。

「待機児童が多いのだから、入れるだけでもラッキー」「いまは保護者が要望を言える状況ではない」、行政の側に万にひとつそのような考え方があつては、待機児童の根本的な解決はできません。

今後、保護者のニーズにこたえられる量的拡大を実現するにあたり、待機児童は実状に即して把握することが必要だと考えます。

その為には、厚労省の定義とは異なる、現状を反映させた潜在的な待機児童も把握をするべきと考えます。この数を把握して初めて、大分市における保育ニーズが見えてくるはずです。そこで

たずね致します。

○大分市においては、よりよい保育と保育ニーズにこたえられるよう、独自の考え方で待機児童をカウントし、事業計画にいかしていくべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、子どもの居場所づくりについておたずね致します。

政府は8月29日、子どもの貧困対策の一環として、経済的に厳しいひとり親家庭や多子世帯の自立支援策をまとめました。その中で、学童保育終了後の子どもを犯罪などから守り、食事も提供する地域の居場所を2019年度までに年間延べ50万人分整備する、としています。

国がどのようなかたちで整備を進めるのか、今後示されることになるでしょうが、昨今子どもたちが巻き込まれる痛ましい事件や子どもを取り巻く社会的な変化の中で、思春期の子どもたちについての早急な検討が求められます。

平成10年、「子育てネットワーク児童館をつくろう会」のメンバーのひとりとして、児童館建設の要望活動に関わり、1万人を超える署名を市長あてに提出しました。当時大分市では、「児童健全育成計画」、いわゆるエンゼルプランの策定を行っていましたが、その際行われた調査は9歳以下の子どもたちの意見を反映するアンケートだったようです。けれども当時、私たちは、思春期までの子どもを対象に「児童館建設」を要望していました。残念ながら現在の段階でも、この課題は手つかずのまま残されているように思います。

近年、思春期の子どもが関わる事件が世間を震撼させ、尊い命が失われる事件も起こり、その支援の必要性が高まっているにもかかわらず対応が進んでいないのは、中学生は大分市だけれど、高校生は大分県という行政上の壁が影響しているのでしょうか。もし、そのような行政上の都合が、対策を遅らせているとしたら、子どもの居場所はいつまでたっても具体化できません。そこでおたずね致します。

○インターネットの普及や通信機器の発達によって、大人が踏み込めない、日常生活から見えにくい関係が取り巻く中で、思春期の子どもの居場所づくりについて、行政が先頭に立って着手すべと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、【教育行政】についておたずね致します。

2007年にスタートした学校図書館支援員制度は、今年の9月で9年目を迎えます。この支援員制度もまた、コツコツと集め2004年に提出した15,253筆の署名と要望運動によって実現した制度です。図書館支援員が配置となって以来、学校図書館は大きく変化を遂げてきました。鍵がかかっていた図書館が開き、ホコリがたまっていた書架がきれいになり、本が気持ちよく整備されています。気持ちの良い空間には、子どもたちも自然と集まってきます。まさに学校において、学校図書館は貴重な居場所になっていると言えます。

2014年6月、学校図書館法改正案が参議院において可決され、学校司書ははじめて法律上にも位置づけられました。これは、その役割や必要性が広く認識された結果だと思えます。

前年度から引き継ぐ形で、平成 24 年度からも「新学校図書館図書整備 5 か年計画」が示され、全国の公立小中学校には、学校図書館担当職員（学校司書、常勤または非常勤で専ら学校図書館に関する業務を担当する職員。教員やボランティアは含まない）の配置に要する経費として、1 年度当たり約 150 億円の措置が講じられました。国が、図書館に人が必要であることを予算もつけて明確にした点では、大きな前進といえます。

しかしながら、文科省がこの 150 億円の財政措置を行った際、「1 週当たり 30 時間の担当職員をおおむね 2 校に 1 名程度配置することが可能な規模である」と説明をつけたために、自治体が 2 校に 1 名の人員を配置すれば良いのだと判断するもとなっている点は問題です。この「2 校に 1 名程度の配置」について、今回文科省で説明を求めました。

文科省は予算措置の考え方ではあるが、図書館担当職員が 2 校に 1 人でよいということではないとの回答でした。一般財源であるため、最終的には自治体の裁量となりますが、文科省も自治体の考え方次第で図書館が大いに活性化する例として島根県を挙げ、拡充の必要性を認めていました。

いま、学校の図書館で、子どもたちはホッとひと息つくことができます。本を読むという前向きな目的を持って、気楽にいくことができ、そこでおとなが迎えてくれる。学校図書館は様々な面で大きな受け皿となっており、その役割は重要です。しかし残念ながら、大規模校以外、支援員は週に 2 日しかいないのが現状です。そこでおたずね致します。

○今後、学力向上のみならず「心の居場所」として、毎日図書館に担当職員がいられるように、学校図書館支援員を一校ひとりの専任配置にすべきと考えます。見解を求めます。

次に【パブリックコメント】についておたずねします。

市政に関わる意見を、様々な形で知る機会があります。

電話によって議会の控室に寄せられたり、メールや手紙で送られてきたり、また会派による市政報告会の中で直にお聞きする機会もあります。新聞の投書欄で目にすることもあれば、大分市議会でも市民意見交換会は毎年実施しています。

施策の決定前に、その内容について知って頂き、同時に意見を頂くパブリックコメントは、市政が一方通行にならないためのひとつの方法であるといえます。

残念ながら、パブリックコメントに対するとらえ方は様々であり、課題や限界があるのも事実です。しかしながら、施策に対して市民がどのように感じているのか、どれくらい関心が寄せられているのか、市民の視点からご意見を伺う貴重な機会です。実施するのであれば、有効な方法を模索していくことが大切です。

大分市において、パブリックコメントの実施結果の状況をみると、その一覧は、残念ながら「0 件」と表示されているものがほとんどであり、寄せられた件数も一桁のものが多く、市民の意見を反映すべき機会が十分に生かされているとは思えません。そこでおたずねいたします。

○パブリックコメントの取り組みについて、その実施方法や周知の仕方などを検討し、市民の意見がより広く反映できるよう改善すべきと考えますが、見解をお答えください。